

災害時等における緊急放送に関する協定書

災害時緊急放送の実施について、向日市（以下「甲」という。）と一般社団法人FMおとくに（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、向日市に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害等の情報について緊急放送を行うことにより、災害等による被害の軽減を図り、市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は災害情報等について市民への緊急放送が必要な場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地震、台風、大雨、大規模火災、武力攻撃事態、その他非常事態による災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害情報及び避難情報の提供
- (2) その他人命の保護等に係る緊急、重大な情報の提供

（要請方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第5条 乙がこの協定に基づく放送を行った場合に要する費用は、甲と乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、前項の期間満了の日の3ヵ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除、又は変更の申し出がないときは、この期間を更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義の解決）

第7条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年12月2日

（甲）向日市寺戸町中野20番地
向日市長

（乙）向日市寺戸町七ノ坪141 SU・BA・CO4階
一般社団法人 FMおとくに 代表理事